

松 山 大 学 論 集  
第 20 卷 第 1 号 抜 刷  
2 0 0 8 年 4 月 発 行

明治期小学校建築における裁縫室  
—— 尾県学校の建築を事例として ——

川 口 仁 志

# 明治期小学校建築における裁縫室

—— 尾県学校の建築を事例として ——

川 口 仁 志

## 1 復元された尾県学校と裁縫室

旧尾県学校おがたの校舎は、山梨県都留市小形山に残る、明治初期の小学校建築である。小形山は、富士急行鉄道田野倉駅の南西の山の斜面に広がる集落であるが、集落のなかほどに位置する稲村神社の隣に、この建物は建っており、現在では尾県郷土資料館として利用されている。尾県学校の新築落成式が行われたのは明治11年であるから、130年のあいだ、この校舎はこの場所に存在していることになる。

尾県学校は、明治6年に設立された谷村学校の分校として、民家を借りて発足している。小形山の人々は、学校の独立と校舎の新築をめざし、明治7年から寄付金を集め始め、明治8年には共有林である臼木山から建築用材の伐り出しを行っている。明治9年には水害の被害を受けるが、校舎建設は続けられ、明治10年には分離独立して「尾縣學校」が発足した<sup>1)</sup>。明治11年5月5日には県令藤村紫朗を迎えて新校舎の落成式が行われており、新築費用は683円64銭<sup>2)</sup>とも、およそ1,200円<sup>3)</sup>とも伝えられる。

小形山村、田野倉村、川茂村、古川渡村、井倉村、四日市場村は、明治8年に合併して禾生村かせいになり、小形山には尾県学校が、田野倉には田野倉学校が、井倉には昇学校がつくられていくが、尾県や田野倉は小規模な学校であったことから、何度か統廃合の議論が持ち上がることになる。明治20年には、尾県尋常小学校と田野倉尋常小学校が合併して禾生第二尋常小学校となるが、明治

25年にはまた元の2つの学校に戻っている。また大正13年には、尾県と田野倉を廃止して昇小学校に統合し、禾生小学校とする案が出されたが、地域住民の反対により実現には至らなかった。しかし昭和16年、尾県学校は禾生国民学校に統合され、廃校となる。

その後、尾県学校の校舎は、地区の公民館や養蚕の選定場などとして利用されていたが、破損や老朽化は止めようもなかった。しかし、昭和45年には都留市有形文化財に指定され、昭和47年から翌年にかけては修理もなされ、民俗資料館として開館する。昭和50年には山梨県有形文化財に指定され、昭和61年には復元工事が行われ、尾県郷土資料館として保存されていくことになるのである。

山梨県内には、藤村式<sup>4)</sup>と呼ばれる近代建築が現在もいくつか残っており<sup>5)</sup>、尾県学校の校舎もそのひとつに数えられる。藤村式学校建築は、最初は高名な下山大工によって甲府に建てられるが、やがて甲府盆地一帯に広まり、遅れて南北都留郡に建てられるようになる。尾県学校の校舎は、甲府の学校建築が地方に浸透していくにつれ意匠が簡素化されていく過程の建築物と見ることができる<sup>6)</sup>。

実際の旧尾県学校の校舎を見てみよう。間口七間、奥行七間の木造二階建て、中央部に塔屋をのせるという外観は、インク壺にたとえられることもあり、藤村式建築にはしばしば見られるものである。前面は車寄せであるが、ドーム状の屋根をもつ半円形のバルコニーが、正面中央にせり出しているのが特徴的である。屋根はトタン葺であるが、当初は檜皮葺だったという。また、外壁は白漆喰仕上げの大壁構造で、漆喰で隅石が形づくられているが、もとは下見板張だったという。窓は鎧戸のついた二重窓になっており、屋根や窓は茶色に、柱や扉は青に塗られていて、山あいの村落のなかでは目を引く建物となっている。

現在の建物は、郷土資料館として地域の歴史資料の展示を行っているが、主たる展示品は教育関係のもので、机や椅子をはじめとする家具も考証にもとづ

いて復元されており、教育資料館ともいえるものである。正面玄関から入ると、玄関南側の小室は教員室として復元されており、奥は展示室であるが、その北側には教室が復元されている。二階に上がると、前面北側の小室は裁縫室として復元されている。資料館として利用する都合上、資料を展示するスペースも必要であるから、すべての部屋を復元するわけにはいかなかったのであろうが、教員室、教室、裁縫室の3室に限っては、校舎として利用されていたときの姿に戻されているのである。

ここで注目したいのは裁縫室である。現在も各地に残る明治期の小学校建築のなかで、裁縫室が復元されている例は珍しい。また、家具についても、裁縫用座机を復元するなど、この部屋が使われていた当時の様子が再現されている点も興味深い。さまざまな教科の授業を行う一般教室に対して、特定の教科のために設けられた教室は特別教室と呼ばれるが、日本の小学校建築において最



図1 現在の尾県学校（尾県郷土資料館）の外観

（筆者撮影）

初に登場する特別教室は裁縫室であると考えられるから、尾県学校の裁縫室について考えることは、特別教室の発生について論じることにもなるであろう。われわれは、この裁縫室から何を学ぶことができるであろうか。本稿は、尾県学校において裁縫室が設けられるようになった経緯と背景を探ろうとするものである。

## 2 尾県学校の校舎の変遷

まず、尾県学校の平面計画と各部屋の用途について、変遷をたどっておくことにしよう。

建築当初の明治11年の間取りは、後述する明治30年の平面図と、大きくは変わらないと考えられている。すなわち、一階には玄関の左右に三間×二間の部屋があり、奥は大教室、二階も一階とほぼ同様に、前面に2つの小室があり、奥は大教室という間取りである。小泉和子は、山梨県が明治10年に定めた「学校建築法」が、尾県学校建築にあたって適用された可能性が高いとし、4つの小室は、教員室、事務室、応接室、生徒控所、一階の広い部屋は教場、二階の広い部屋は試験場だったのではないかと推測している<sup>7)</sup>。

各部屋の用途を記した記録については、明治30年の図面にまでさかのぼることができる<sup>8)</sup>。図面を見ると、一階については、玄関の左右の部屋はそれぞれ「教員詰所」と「使丁室」になっている。一階の奥の部屋は仕切られて教室が2つになっており、南側の教室は第一学年と第四学年が、北側の教室は第二学年と第三学年が使用することになっている。第一学年が44人であるのに、第四学年になると14人しかいないのは、厳しい試験制度もあり進級が困難であったためであろう。二階の小室は「御真影奉安所」と「書籍室」、奥は「講堂」となっている。

「御真影奉安所」は、建築当初から存在したわけではなく、明治26年に御真影が下賜されたことから、奉安室を設置する必要が生じ<sup>9)</sup>二階の部屋を奉安室にあてたのであろう。奉安室を二階に設けたのは、自然な判断であったと考え

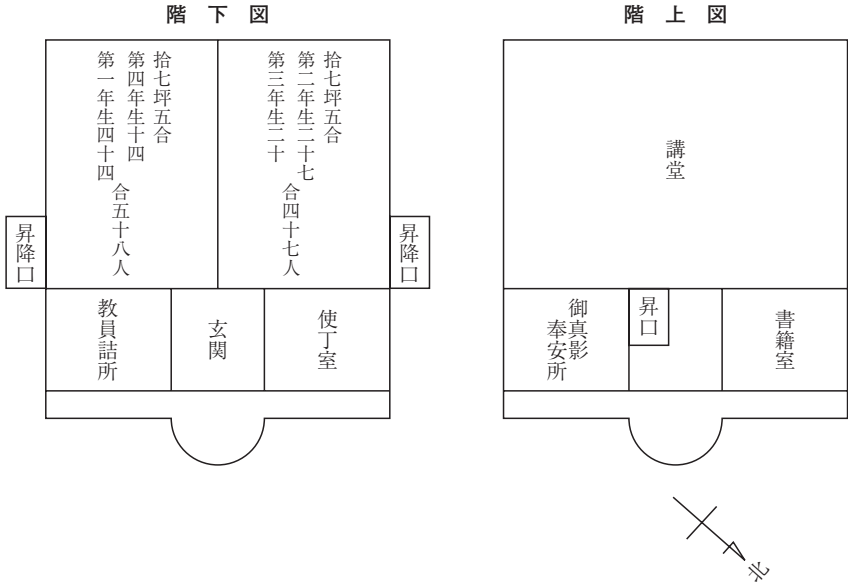


図 2 尾県学校平面図（明治 30 年）

（出典）明治 30 年度の「村会議事録」（ミュージアム都留所蔵の旧壬生村役場文書 789）。

られる。もし一階に設けたとすると、御真影の上を人が歩くわけにはいかないので、その上の部屋を使うことができなくなるからである。また、二階の大きな部屋が「講堂」として使われるようになったのは、儀式として教育勅語の奉読を執り行う場所が必要になったからであろう。

「書籍室」については、蔵書数が増えてきたことから、その必要性が生じたのであろう。明治 14 年の図書の数 は 136 部であった<sup>10)</sup> が、明治 29 年の備品類の台帳を見ると、図書の数は 529 点にのぼっている<sup>11)</sup> おもなものは教科書であるが、そのほかに補助教材や教員のための参考書などもあった。

ここで問題となるのは、明治 30 年の図面には、裁縫室が記されていないことである。尾県学校に裁縫室が設けられたのは明治 26 年とされている<sup>12)</sup> が、それは明治 30 年の図面と矛盾するので、裁縫室が何年に設置されたかを特定

するのは難しい。

次に、明治末期のものとする<sup>13)</sup> 図面を検討しよう。別棟に「住宅」や「便所」などが書き加えられているが、やはり間取りには変更はない。しかし明治30年のものと比べると、さらに部屋の用途が変わっている。一階の玄関北側の部屋は「使丁室」から「補習室」に変わっている。二階の「講堂」は、間仕切りで仕切られて南側が教室となっているので、教室数は2から3に増えている。二階の「御真影奉安所」と「書籍室」は、明治30年の図面とは入れ替わっている。そして「書籍室」は「裁縫室」と兼用されるようになっている。おそらく限られた空間を有効に利用しようとするなかで、二階南側の小室は、ふだんは「書籍室」として、裁縫の時には「裁縫室」として利用されるようになっていったのだろう。

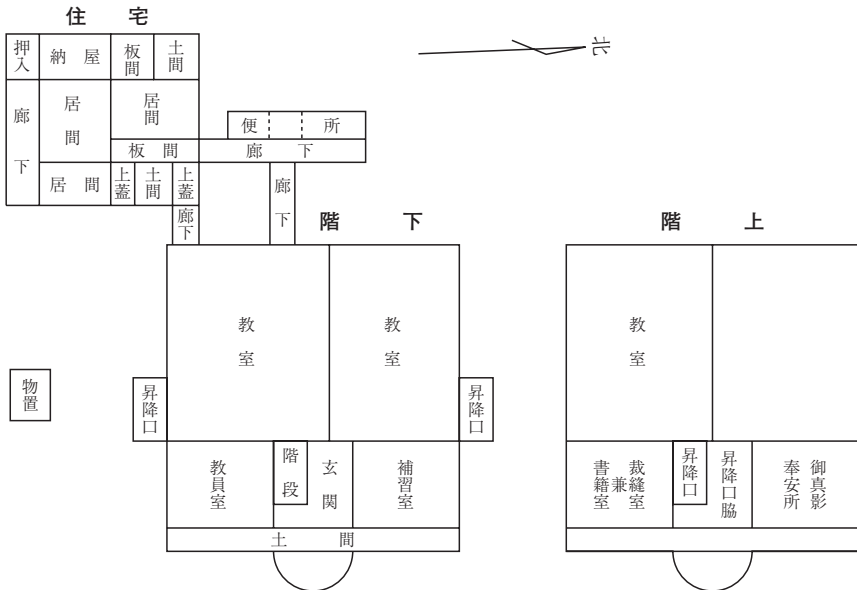


図3 尾県学校平面図 (明治末期)

(出典)「財産台帳」(ミュージアム都留所蔵の旧禾生村役場文書 105)。

大正時代の校舎の利用状態については、聞き取り調査によって、ある程度あきらかにされている<sup>14)</sup>。一階の玄関北側の部屋は、「補習室」から「青年団会議室」になっており、掛図や地図の置き場として使われたともいう。大正期には校庭に奉安殿が設けられたので、校舎内の奉安室は不要となり、二階の「御真影奉安所」は「青年団補習教室」に変わっている。「書籍室」と「裁縫室」を兼ねていた部屋は、「裁縫室」と「作法室」を兼ねる部屋になっている。この部屋は畳敷だったことがわかっているが、和裁の実習を行う場としても、作法を学ぶ場としても、畳を敷いた和室が必要とされたのであろう。また、この部屋は教員室だったという人もある。

この時期の特徴は、学校の校舎が地域の青年たちの活動の場としても利用さ

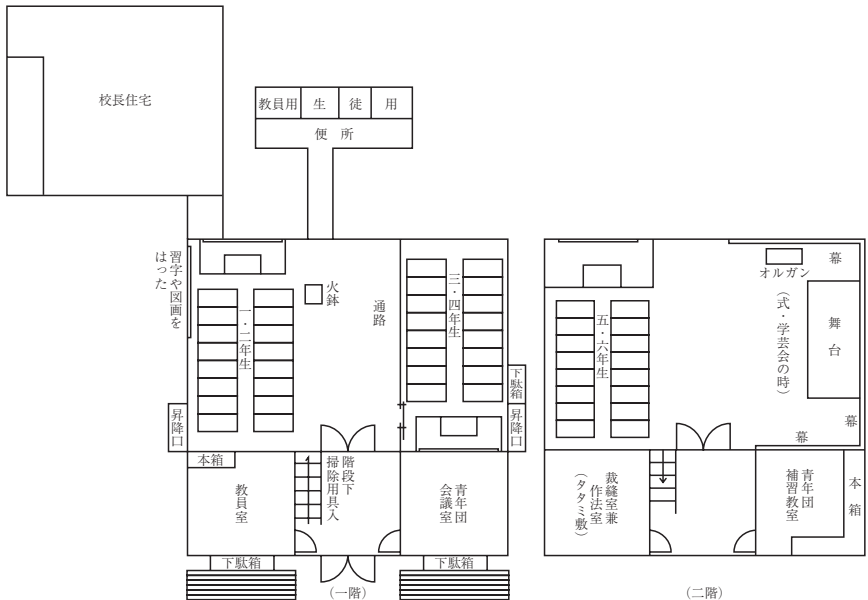


図4 尾県学校平面図 (大正時代)

(出典) 都留市教育委員会編『山梨県指定文化財 尾県学校の沿革と復元』都留市教育委員会, 1987年, 61頁。



れるようになっている点である。明治37年には尾県農業補習学校が付設され、小学校を卒業した青年も、修身や農業の授業を受けるようになる<sup>15)</sup>。明治40年頃には「向学心に燃える若者が集まって競文会という会を作り、夜、学校の一室を借り遅くまで勉強し、一同解散したが、中には途中で隠れ皆がいなくなった後、また学校に忍び込んで学問を続けた人もいたというようなこと」も伝えられている<sup>16)</sup>。小形山に尾県青年会（のちの青年団）ができたのは明治43年であるが、校長が青年団の会長を兼ね、運動会などの行事を開く際には小学校と青年団が主催し、青年団の会合や通俗講演会などの集まりにも学校の校舎が用いられるようになる。松本四郎は、尾県学校が地域の人々を結びつける役割を担ったとし、そのために地域の青年団の果たした役割が大きかったことを指摘している<sup>17)</sup>。この時期には、校舎はコミュニティーセンターとして、さまざまな年代の人々が集う場となっていたのである。

このように尾県学校は、建築当初の間取りをほとんど変えることなく、しかし時代の要請にしたがって各部屋の用途を変更しながら、廃校になるまでの60年間あまり、校舎として利用され続けた。当初は生徒控所や試験場なども存在した可能性はあるが、やがて不要になったそれらの部屋は、他の用途に転用されていった。また、就学率の上昇や就学年限の延長により児童数が増えていく状況に対応して、大きな部屋を仕切るという方法で教室が確保されていった。さらにこの校舎は、青年が学び、地域の人々が活動する場所としても機能していくことになるのである。裁縫室についていえば、明治後期に、書籍室だった部屋が兼用されるかたちで裁縫室としても用いられるようになり、畳が敷かれ、やがて裁縫室と礼法室を兼ねる部屋として定着していったのであろう。

### 3 女子就学奨励策としての裁縫科と裁縫室

尾県学校の校舎に裁縫室が登場するようになる明治後期は、国や県のレベルでも裁縫教育の導入が推進された時期である。ここでは、明治期において裁縫教育が要請されてくる制度的経緯について、確認しておくことにしよう。

明治5年の学制においては、裁縫は正規の教科ではなく、女児小学において「尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」（第二六章）と規定されていたにすぎない<sup>18)</sup>

ただし、文部省が明治6年に制定したとされる「小学校建設図」の作成者は、小学校では裁縫を教えるべきであり、そのための「裁縫場」が必要であると考えていたようである。「小学校建設図」には6種類の平面略図が掲載されており、すべてが平屋建の、凸字形・凹字形・十字形・一字形・工字形・回字形のプランであるが、その6種類の平面計画すべてに、「裁縫場」が一部屋設けられている<sup>19)</sup>

山梨県について見ると、明治9年の「小学教則」には、女子の場合には「下等小学ト雖モ満十歳以上ノモノニハ裁縫ヲ教ユ」という記述があり、「上等小学第八級ヨリ裁縫科ヲ置」くこととされている<sup>20)</sup>

小学校の裁縫科が、学科目として制度化されたのは、明治12年の教育令においてである。教育令には「殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」（第三条）と規定され、これは翌年の改正教育令にもそのまま引き継がれている。明治14年制定の「小学校教則綱領」では、小学校を初等、中等、高等に分け、とくに女子のためには、中等科・高等科を通して裁縫を設けること、高等科では家事経済を教えることが定められている。

明治19年の小学校令では、小学校は尋常と高等とに分けられ、高等小学校の学科のなかに裁縫が置かれている。明治23年の第二次小学校令になると、高等小学校では「女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス」（第四条）とされているだけでなく、尋常小学校でも「女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得」（第三条）と規定されている。

明治26年7月22日付文部省訓令第八号は、女子の就学を促す目的で、小学校の教科目に裁縫を加えることを、次のように勧めている<sup>21)</sup>

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭

教育ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナリ現在年齢兒童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其中女子ハ僅ニ二十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス

裁縫ノ教員正当ノ資格アル者ヲ得難キノ場合ニ於テ一時雇員ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ナシト雖其人ノ性行ニ関シテ採用ノ際深く注意ヲ加ヘンコトヲ要ス

こうして裁縫科の導入が奨励されるとともに、裁縫室の設置も求められていく。明治24年に文部省によって布達された「小学校設備準則」には、「裁縫ノ科目ヲ設クル小学校ハ男女ヲ区別シテ教授セザル場合ニ於テハ該科目ノ為ナルベク特別ノ教室ヲ其校舍ニ備フルヲ要ス」(第五条)と記されている。教室や教員の数が限られていて、男女混合学級で学ばざるを得ない場合には、裁縫の時間だけでも男女を分けようというわけである。尾県尋常小学校では、1学年で1学級を編成することすら難しく、複式学級にせざるをえない状況であったから、「男女ヲ区別シテ教授セザル場合」にあたり、裁縫室が必要ということになる。

このように、女子の不就学者を減らすための方策として、裁縫科の導入が進められるようになる。また、就学者が少なく、単独で女子学級を編成できない場合には、裁縫室を設けることが求められた<sup>22)</sup> こうしたなか、山梨県においても、明治28年ないし29年ごろから、小学校でも裁縫を置こうとする動きが出てくることになる<sup>23)</sup>

明治28年、文部省は「学校建築図説明および設計大要」を発行するが、そこには「図書裁縫教室等ノ如キ充分ノ光線ヲ要スルモノハ成ルヘク室ノ三方ヨリ採光スヘシ」と記されている。これにしたがって、三面に窓を持つ裁縫室を設ける学校も出てくるが、尾県学校の場合にはそのような余裕はなく、小さな

窓が二面にしかない、広いとはいえない部屋を利用して、裁縫の授業が行われていくことになるのである。

#### 4 女子の就学を要請する時代的背景とそれを妨げる社会的要因

このように裁縫教育は、女子の就学奨励策のひとつであったわけであるが、それではそもそも女子の就学率の向上がめざされたのはなぜであろうか。そしてその背景には、どのような女子教育観があったのだろうか。

学制期においては、男女は平等に共通の教育を受けるという教育観を基本としつつ、女子の就学率を高めるための方策として裁縫教育の導入が考えられていた。しかし、教育令に規定された裁縫教育には、男女別学の思想が明確に見られ、その教育観は学制期のそれとは異なっている<sup>24)</sup>。それでは女子教育に求められたものは何だったのか。ここでは明治後半期の山梨県における女子教育観を検討してみよう。

雑誌『山梨教育』の論説には、次のような文章が見られる。「次世国民ノ運命ハ、母親ノ育テ方如何ニアリト、実ニ然リ、国民ノ心ハ母親ノ懐ニアリ、国民ノ幸福、危難、敏捷、遲鈍、開明、不開明ノ分ル、處ハ皆母親ノ賢愚ニ関スルモノナリ、故ニ国ノ開化ヲ進メ、国民ヲシテ善良朋智ヲラシメントスルニハ、必ズ先ヅ其根源タル母親ノ完全ナルヲ要ス、母親ノ完全ナルヲ望マバ、即チ女子教育ノ改良進歩ヲ図ラザル可ラズ」<sup>25)</sup>。このように、女性は、なによりも母親としての役割を果たすために、教育を受ける必要があるとされたのである。

また、日清戦争を経て、日本が軍事的・経済的に拡張していこうとする時代のなかで、女性に期待されることになった役割は、男性が何の心配もなく出兵することができるように、そして、仕事で活躍する男性が安心して家や国を離れることができるように、家を守ることであった。『山梨教育』の論説には、「男子ガ戦争上ヨリ、養成シ得タル義勇奉公ノ観念ヲ実行セントスルニ当テ、其意志ノ力ヲ強メテ、其實行ヲ容易ナラシムルト、実業ノ為メ、家國ヲ離レントス

ルニ際シ、内顧ノ患ナク子女ヲ教育シ得ルノ、二者ヲ以テ、女子教育ノ方針トセザル可ラザルヤ明ナリ」<sup>26)</sup>と述べられている。

しかし、女子教育の推進が国家的な課題として議論されるいっぽうで、地域や家庭においては女子が学校を欠席せざるをえない現実が存在していた。山梨県の場合、明治末から大正期にかけての児童の欠席理由としては、農作業の手伝い、農繁期の家事手伝い、子守り、賃金労働、学資不足などをあげることができる<sup>27)</sup>。そしてこれらは、男子よりも女子にとって大きな問題であり、「家業ノ手助ケヲ失フノ障害ヲ感シ学費ヲ投スルノ困難ヲ覚ユル」<sup>28)</sup>ことが、女子の就学を妨げていたのである。

加えて、尾県学校のあった郡内と呼ばれる地域においては、絹の生産が盛んであるという地域性が、女子の就学を阻む大きな壁となっていた。なぜなら、養蚕や機織という労働が、女性と女子児童によって担われていたからである。幼いころから、こうした仕事に追われる女性の人生について、『山梨日日新聞』は次のように伝えている。「此地は甲斐絹の産出地なるに由り他郷より移住したる者を除くの外、婦人は皆な此甲斐絹織立の職業に従事し、養蚕の時機に際しては一昼夜にて交互僅かに一名四、五時間を以て睡眠の時とし、養蚕終れば常に朝は未明より夜は十一、二時頃まで機屋に掛りて種々の甲斐絹を織り成す、其賃銭は平均普通男子一週以上の給料に相当すと云ふ、(中略) 従って女子の出産あれば大いに之を祝し、而して小女稍や学齢に至れば普通教育に就かしむれども九歳乃至十歳に達すれば退校して着々実業に従事せしめ、若し身の丈矮小にして足の機屋に届かざる内は下駄を穿て其業に服せしめ、相当の年齢に至りて其職業に熟練すると否とは婚姻上に関係する程にして、職業の完全なる者は嫁するに早く、妻となりて後ちは懐妊するも臨月まで其業に従事し、出産数日ならずして又た直ちに斯の如し、生涯余事を顧みるの暇なきもの、如し。」<sup>29)</sup>

このように、機業は高収入が得られることから、多忙な時期には、7～8歳の女子児童も、母親や姉の助手としてかりだされ、家計を支えた。そして、貴

重なる労働力である女子児童を就学させることについては、人々は消極的にならざるをえなかった。小形山においても、ほとんどの家が織物を生計の柱としており、女子の就学率が伸びないことの大きな要因として、このような事情があったのである。

では、女子就学率を引き上げるために導入された裁縫の授業は、女子児童たちを学校に惹きつけるのに、どれほどの効果があったのであろうか。『山梨日日新聞』は、機業の盛んな地域の人々の考え方について、次のように記している。「新衣を裁縫するは稀に要する業にして、機業は常に執る所なり、常に執るの業は入る所多く、稀に裁縫する所の費（多く人に托して裁縫せしむ）は少きを以て其多きを取て少きを捨つるは収益上勢然ざるを得ざるなり 『裁縫はほころびを縫ひ、破れを綴らば足る、機業は能くせざれば結婚に妨げあり』とは、蓋し父母も之を口にし、少女も之れを意とする者の如し」<sup>30)</sup> このように、人々は経済的に利益の大きい機業のほうを重視せざるを得なかったのであり、その技術は女性の将来にとって、とくに女性の結婚にとって重要であるというのが、人々の意識であった。

女子の就学・出席を奨励するにあたっては、このように困難な地域の現実や意識があり、裁縫教育の導入が決定的な打開策となつたわけではないといえるだろう。それでも尾県学校では、地域の人々の女子教育に対する理解を求める地道な活動を続けるなか、裁縫室を設け、女子の就学を促していくことになるのである。

## 5 尾県学校の児童数

尾県学校で学んだ明治の子どもたちについて、児童数の観点から検討しておくことにしよう。

まず、新築落成式が行われた明治11年の状況であるが、「明治十一年第一大学区山梨県管内公学校表」によれば、尾県学校の生徒数は男53人、女2人、教員数は男4人である<sup>31)</sup>。明治14年の文書では、尾県学校の「昇校生徒」は男

68人、女0人となっており、「学齢」の生徒数が男75人、女68人、「不就学」の生徒は男7人、女68人と記されている<sup>32)</sup>ので、計算すると男子の就学率はすでに90.67%に達していることになるが、女子は0%という厳しい状況にあったことがわかる。ちなみに同じ禾生村の田野倉学校では「昇校生徒」は男52人、女11人、昇学校では男51人、女9人であった。明治17年になると、尾県学校の「在籍生徒」は男62人、女12人、「出席生徒」は男58人、女12人となる<sup>33)</sup>このように明治10年代、女子の就学者はまだまだ少なく、せいぜい男子の5分の1程度に過ぎないというのが実際の状況であった。

最初にも述べたように、明治20年から明治25年までは、尾県尋常小学校は田野倉尋常小学校と合併していた。また、明治24年の書類には、この地域から、学校に農繁休暇を設けるという届けが出された記録が残っているが、それは6月になると「農蚕多忙ノ為昇校ノ生徒日ヲ追テ減少」するような状況があったからである<sup>34)</sup>この時代には、農繁期には欠席者が多かったことがうかがわれる。

山梨県全体を見ても、日清戦争後の就学率は全国平均を下回るようになり、その低迷はとくに女子に著しい。また、県内の地域差も大きく、とくに南北都留郡の低迷が顕著である<sup>35)</sup>これは、すでに述べたように、絹織物業における年少女子労働のためであり、たとえば明治32年の県宛の「南都留郡役所処務ノ概況」の学事の項においては、「唯惜ムラクハ本郡ハ古来機織ノ業盛ナルヲ以テ、婦女子ハ労力ニ従事スルモノ多ク、従テ女子就学ノ歩合ハ常ニ遅々トシテ進マズ」と述べられている<sup>36)</sup>

尾県尋常小学校の明治34年から昭和10年までの就学状況については、現在残っている「小学校一覧表」から知ることができる<sup>37)</sup>その記録にもとづいて、明治34年から20年間の児童や教員の状況をまとめたのが表1である。「就学」欄の数字は、「尋常小学校ノ教科ヲ修ムル者」と「尋常小学校ノ教科ヲ卒ヘタル者」を合計したものである。「不就学」欄の数字は「猶予」と「免除」の数を合計したものであるが、ほとんどの場合は「免除」であり、「猶予」は稀で

あった。「就学義務ノ始期ニ達シタル者」の数から「就学」の数を引くと「不  
就学」の数字と一致する。そして「就学義務ノ始期ニ達シタル者」のうちの「就  
学」の割合として算出されているのが「就学歩合」である。

丹念に表を見てみよう。男子の場合、すでに明治35年の段階で「就学歩合」  
は98%をこえ、不就学者は1名ないし0名となっているが、女子については、  
10年ほど遅れた明治44年になって、やっと男子と同じ水準に達していること  
がわかる。この間の女子の不就学の理由は何だったのであろうか。明治34年  
の不就学者38人が就学を免除されている理由は、「疾病」や「貧窮」ではなく  
「其他」であり、明治35年の不就学者35人も、明治36年の不就学者14人も、  
やはり免除理由は「其他」であるため、結局のところ不就学の理由は不明であ  
る。しかし、明治37年になると、不就学者11人のうち7人は「其他」である  
が、4人は「貧窮」を理由に就学を免除されている。以下、明治38年の不就  
学者11人は全員が、明治39年の不就学者9人のうち5人が、明治40年は7  
人全員が、明治41年は5人のうち4人が、明治42年と明治43年と明治44年  
は全員が、「貧窮」を理由に就学を免除されている。すなわち、女子の就学率  
が上昇するなかで、それでも就学困難な女子児童が存在したのは、基本的には  
貧困によるのであり、女子のいる家庭だけが貧しかったということはないはず  
だから、この問題は貧しい家計を年少女子の労働によって支えるという現実によ  
るといえることができるだろう。

女子の就学率が男子の水準に追いつくまでの10年ほどのあいだ、校長の小  
田切忠作をはじめとした学校関係者のさまざまな努力によって、女子の就学率  
向上が図られたであろうことは容易に推測できる。ここで注目したいのは、明  
治41年に小田切りつという人物が、翌年には渡辺てるのという人物が、裁縫  
を担当している点である。小田切は明治41年4月から「囑託」として、渡辺  
は明治41年9月から「専科代用教員」として、裁縫の指導にあたっており、  
明治41年は尾県尋常小学校に裁縫教員が迎えられた年であるといっていよう。  
そしてその3年後、女子の不就学者はほぼいなくなるということになる。



表1 尾県尋常小学校の就学者数・教員の変遷

	児童数		就学		不就学		就学歩合			前学年日々出席児童平均百中比		職 員			
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	計	男	女	職名	氏名	担任 学科 学年	
1901年(明治34年)	45	39	84	74	52	126	4	38	42	94.87	57.77	75.00	42.10	24.10	調業長 小田切忠作 全校
1902年(明治35年)	49	36	85	74	58	132	1	35	36	98.67	62.37	78.57	39.60	25.60	調業長 小田切忠作 全部
1903年(明治36年)	46	36	82	83	54	137	1	14	15	98.81	79.41	90.13	42.40	26.90	調業長 小田切忠作 全部
1904年(明治37年)	47	40	87	82	65	147	0	11	11	100.00	85.53	93.04	43.80	30.80	調業長 小田切忠作 全部 准調導 小佐野勝江 補助
1905年(明治38年)	45	37	82	86	61	147	1	11	12	98.85	84.72	92.45	43.35	35.04	調業長 小田切忠作 全部 准調導 小佐野勝江 補助
1906年(明治39年)	48	37	85	87	65	152	1	9	10	98.86	87.84	93.83	93.63	80.07	調業長 小田切忠作 全部 代用 小田切昌幸 補助
1907年(明治40年)	53	36	89	88	72	170	0	7	7	100.00	91.14	96.05	94.37	81.75	調業長 小田切忠作 全部 代用 小田切昌幸 補助
1908年(明治41年)	64	33	97	81	61	142	0	5	5	100.00	92.43	96.60	96.46	81.80	調業長 小田切忠作 全部 代用 平井良平 補助 嘱託 小田切りつ 裁縫
1909年(明治42年)	72	46	118	85	60	145	0	3	3	100.00	95.24	97.97	94.58	86.78	調業長 小田切忠作 全部 代用教員 小田切はつみ 補助 専科代用 渡辺てるの 裁縫
1910年(明治43年)	74	63	137	87	65	152	0	3	3	100.00	95.59	98.06	95.62	87.09	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四、五、六学年 代用教員 三枝敏夫 一、二学年 専科代用 渡辺てるの 裁縫
1911年(明治44年)	82	65	147	89	73	162	0	1	1	100.00	98.78	99.45	95.16	90.42	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四、五、六学年 代用教員 平井吉郎 一、二学年 代用教員 原田房美 三、四学年 専科代用教員 渡辺てるの 裁縫
1912年(明治45年)	84	69	153	92	71	163	1	0	1	98.92	100.00	99.39	95.00	89.30	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四、五、六学年 准調導 原田房美 一、二学年 代用教員 星野倉三 三、四学年 代用教員 美頭つや 裁縫
1913年(大正2年)	80	77	157	93	76	169	1	0	1	98.93	100.00	99.41	95.42	87.02	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 渡邊奨 五、六学年 代用教員 三浦家吉 三、四学年 代用教員 小田切はつみ 三、四、五、六学年、裁縫
1914年(大正3年)	84	78	162	97	82	179	1	1	2	99.13	98.92	99.04	94.54	88.21	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 渡邊奨 五、六学年 准調導 佐藤忠義 三、四学年、補助 代用教員 小田切はつみ 三、四、五、六学年、裁縫
1915年(大正4年)	83	78	161	95	85	180	1	1	2	98.96	98.84	98.90	96.07	88.73	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 渡邊奨 五、六学年 准調導 佐藤忠義 三、四学年、補助 代用教員 中根田鶴 三、四、五、六学年、裁縫
1916年(大正5年)	89	79	168	96	87	183	1	1	2	99.10	99.09	99.10	93.90	89.98	調導兼校長 大森謙治 三、四、五、六学年 調導 渡邊奨 一、二学年 准調導 佐藤忠義 三、四学年、補助 代用教員 藤井たつ 三、四、五、六学年、裁縫
1917年(大正6年)	90	74	164	98	90	188	0	0	0	100.00	100.00	100.00	90.83	88.60	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 中村覚之甫 五、六学年 准調導 佐藤忠義 三、四学年、補助 代用教員 大森かつ 三、四、五、六学年、裁縫
1918年(大正7年)	87	82	169	94	80	174	0	0	0	100.00	100.00	100.00	94.66	91.40	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 中村覚之甫 五、六学年 准調導 佐藤忠義 三、四学年、補助 代用教員 大森かつ 三、四、五、六学年、裁縫
1919年(大正8年)	86	73	159	95	82	177	0	0	0	100.00	100.00	100.00	95.54	94.29	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 中村覚之甫 五、六学年 准調導 佐藤忠義 三、四学年、補助
1920年(大正9年)	80	75	155	98	81	179	0	0	0	100.00	100.00	100.00	93.09	86.01	調導兼校長 大森謙治 一、二、三、四学年 調導 中村覚之甫 五、六学年 代用教員 平井忠常 三、四学年、補助

「小学校一覧表」(ミュージアム都留所蔵の禾生村役場文書427)から筆者が作成した。  
 「就学歩合」については、明らかに計算が誤っていると思われるものについては、筆者が修正した。

さて、就学率だけを問題にしていると、在籍しながらも登校のできなかった子どもの問題を見落とすことになるので、出席率についても見ておこう。「前学年日々出席児童平均百中比」の欄を見ると、出席率を示すと考えられるこの数字は、女子が男子を上回ることにはない。しかし、その格差は徐々に改善し、男女差は次第に縮まっていることがわかる。

尾県尋常小学校のような小規模な学校で裁縫担当の教員を雇用するのは、決して簡単なことではなかっただろうが、それでも彼女たちが雇われたのはなぜであろうか。女子の就学率・出席率を上げるためであると説明したとしても、それだけでは疑問が残る。なぜなら、明治40年という段階では、すでに女子の就学率は91.14%、出席率は81.80%（明治41年の欄の数字が明治40年の出席率であると考えられる）であり、ある程度の水準に到達しているからである。もちろん、就学率や出席率のさらなる改善を目指して裁縫教員を雇ったともいえるが、もうひとつの大きな理由として、小学校令の改正という問題があったのではないだろうか。

明治40年の小学校令改正により、尋常小学校でも「女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ」（第十九条）とされた。また翌年から義務教育年限が4年から6年に延長される。尾県尋常小学校の場合、2学年で1学級を編成する複式学級であったので、明治40年までは2学級しかなかったが、明治41年からは3学級になっている。「児童数」が明治40年から数年のあいだで増えているのも、義務教育年限が2年延長されたことによると考えられる。こうした制度変更があった明治41年という時期に、裁縫担当者が採用され始めているのは、偶然ではないだろう。さまざまな努力によって、女子の就学率や出席率を向上させてきたものの、就学年限が延長になれば、中途退学していく女子が出てくるかもしれない。そうした女子を少しでも長く学校に引き留めておこうとする意図が、そこには働いていたのではないだろうか。

## 6 お わ り に

尾県学校は、小形山という山あいの小さな村落の小規模な学校であったが、独立した学校をもちたいという村民の強い願いによって生まれ、西洋風の校舎も建てられた。しかしながら、養蚕・機業がさかんで、年少の女子がそれを担うことによって家計を助けるという現実もあり、女子の就学率・出席率を上げるには困難があった。そこで女子の登校を促す方策のひとつとして、裁縫室が設けられ、裁縫担当の教員が雇われ、裁縫教育が行われることになる。

とはいえ、裁縫室を増築する余裕はなく、書籍室と兼用するというかたちで裁縫室は誕生した。それでも尾県学校は、明治40年の小学校令改正による義務教育年限延長という問題も乗り切り、明治末には女子の不就学者もほぼいなくなり、女子の出席率も9割前後という水準を達成する。復元されて現在も見る事ができる尾県学校の裁縫室は、明治後期のこうした状況を今に伝える貴重な遺産であるということができよう。

### 注

- 1) 校舎は明治10年には完成していたとする見方もある。井上敏雄「尾県学校設立について」『郡内研究』第4号、1990年、81～89頁。
- 2) 『禾生村誌 複製版』禾生第一小学校創立百周年記念事業実行委員会、1973年（原著は1910年）、7頁。
- 3) 明治14年の「事務引継目録」（ミュージアム都留所蔵の旧禾生村役場文書2）による。都留市史編纂委員会編『都留市史 資料編 近現代』都留市、1993年、141～142頁。
- 4) 藤村式建築とは、藤村紫朗が県令（知事）として山梨県に在任した明治6年から明治20年までのあいだ、文明開化の諸施策のために建築を奨励した一群の擬洋風建築のことであり、学校・病院・郡役所・警察署・商店など、多種多様な建物がある。植松光宏『山梨の洋風建築－藤村式建築百年－』1977年、甲陽書房、33～36頁。
- 5) 明治5年の学制発布以降、山梨県内に設立された小学校のうち、36校が藤村式学校建築であったことが確認されている。そのうち現存するのは、旧室伏学校、旧津金学校、旧睦沢学校、旧春米学校、旧尾県学校の5校である。奈良幸枝・綾井美小子・渡辺孝之・伊藤洋子「竣工後の改造による平面の変遷の考察－藤村式学校建築の調査研究 その2－」『職業能力開発大学紀要』第26号A、1997年3月、51～63頁。

- 6) 三浦卓也「山梨県都留市 旧尾県小学校校舎について－擬洋風建築成立の社会的背景－」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1986年8月, 741～742頁。
- 7) 小泉和子「明治の小学校家具の復元－旧尾県小学校の場合－」『月刊文化財』276, 1986年9月, 29～34頁。
- 8) 明治30年5月に開かれた禾生村役場の村会において, 尾県尋常小学校の学級を二学級にするという提案があり, その資料として校舎の図面が提出されている。明治30年の「村会議事録」(ミュージアム都留所蔵の旧禾生村役場文書789)。前掲『都留市史 資料編 近現代』310～312頁。
- 9) 明治24年の御真影並勅語謄本奉置方についての訓令により, 御真影の奉置が義務づけられたことによる。
- 10) 注3)と同じ明治14年の「事務引継目録」による。
- 11) 松本四郎『町場の近代史』岩田書院, 2001年, 254頁。
- 12) 小泉和子, 前掲論文。都留市教育委員会編『山梨県指定文化財 尾県学校の沿革と復元』都留市教育委員会, 1987年, 40頁, 51頁。
- 13) 前掲『山梨県指定文化財 尾県学校の沿革と復元』13頁。
- 14) 同上書, 60～63頁。
- 15) 農閑期青年の補習学校が開始される時間は夜7時であった。二階に設けられた太鼓は, 正午に六年生が当番としてたたくことになっていたが, 夜7時になると校長がこの太鼓をたたいたという。奥秋壺作「尾県学校と太鼓」都留の今昔編集委員会編『都留市の今昔』都留市老人クラブ連合会事務局, 1978年, 35～36頁。
- 16) 井上敏雄『ふるさと小形山』ぎょうせい, 1990年, 39頁。
- 17) 松本四郎「尾県学校沿革－地域社会と学校のかかわりを中心に－」『都留文科大学研究紀要』第25集, 1986年, 136～117頁。
- 18) 学制期においても, 千葉県・石川県・宮城県などでは, 教育令の先取りと思われるような, 各郡単位や学校独自の裁縫教育の展開事例が数多く見られる。高野俊『明治初期女児小学の研究－近代日本における女子教育の源流－』大月書店, 2002年。
- 19) 菅野誠『日本学校建築史』文教ニュース社, 1973年, 94～97頁。
- 20) 山梨県立図書館編『山梨県史 第五巻』山梨県立図書館, 1962年, 58頁。
- 21) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』(第三巻) 龍吟社, 1938年, 141～142頁。
- 22) 喜多明人は, 裁縫室が一般教室から分離していった制度上の背景として, この部屋が男女別学制への暫定措置的性格を有していた点を指摘している。喜多明人『学校施設の歴史と法制』エイデル研究所, 1986年, 84頁。
- 23) 『山梨県教育百年史 第一巻 明治編』山梨県教育史研究会, 1976年, 930頁。
- 24) 高野俊「「教育令」期における宮城県の裁縫教育の定着過程」『和洋女子大学紀要 人文系編』第45集, 2005年3月, 101～116頁。

- 25) 中原群治「女子教育に就て」『山梨教育』第7号, 1895年6月, 5～6頁。
- 26) 中原群治「女子教育の方針」『山梨教育』第9号, 1895年8月, 15～17頁。
- 27) 青木桂子「大正期山梨県の小学校児童出席率の実態」『山梨県史研究』第13号, 2005年3月, 20～38頁。
- 28) 山本延治郎「女子の就学」『山梨教育雑誌』第6号, 1893年11月, 11～12頁。
- 29) 「郡内の婦人に就て」『山梨日日新聞』1897年1月4日。前掲『都留市史 資料編 近現代』343～344頁。
- 30) 「郡内の女子教育に就て左の如き説を為せる人あり, 蓋し事実に近き言なるべし」『山梨日日新聞』1894年1月16日。前掲『都留市史 資料編 近現代』309～310頁。
- 31) 山梨県立図書館編『山梨県史 第八巻』山梨県立図書館, 1965年, 388頁。
- 32) 注3)と同じ明治14年の「事務引継目録」による。
- 33) 中野八吾「尾県尋常小学校」『学校沿革史(四)』1971年, 12頁。
- 34) 松本四郎, 前掲論文。前掲『山梨県指定文化財 尾県学校の沿革と復元』20頁。
- 35) 就学率の県内の地域差を見ると, 男子の場合, 最高が東山梨郡の93%, 最低が北都留郡の72%であるから, 20%の差しかないが, それに対して, 女子の場合は, 甲府市が79%, 北都留郡が29%と, 差が非常に大きい。前掲『山梨県教育百年史 第一巻 明治編』881頁。
- 36) 同上。
- 37) 「小学校一覧表」(ミュージアム都留所蔵の旧禾生村役場文書427)。

付記 本稿は平成18年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部です。また, 山梨県立図書館, 都留市立図書館, ミュージアム都留では, 資料の閲覧にあたり, ご協力をいただきました。謹んで御礼申し上げます。